

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に係る規制

埼玉県環境部 大気環境課

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者への排出基準の遵守義務付け等の改正が行われました（平成30年4月1日施行）。その後5年が経過し、法の施行状況や社会情勢等を踏まえた水銀大気排出対策に係る見直し・検討・審議が行われた結果、排出基準や測定方法、対象施設についての改正が行われました（令和7年10月1日施行）。

＜水銀排出者（水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者）の義務＞

【水銀排出施設の設置の届出】

- ・水銀排出施設の設置・構造等を変更しようとする場合、都道府県知事等に事前の届出が必要です。

【排出基準の遵守】

- ・水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

【水銀濃度の自主測定】

- ・水銀排出施設の設置者は、当該施設に係るばい煙中に含まれる水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

大気汚染防止法における水銀規制に関する用語の定義は、下記のとおりです（法第2条）。

水銀等：水銀及びその化合物

水銀排出施設：工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの

排出口：水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口

1 規制対象施設の種類の等

原則、ばい煙発生施設（法施行規則別表第1）の分類のうち、水俣条約の対象施設に該当するものが規制対象となりますが、水銀を扱わないことが現実的に担保される施設*は除外されます。

* 水銀を扱わないことが現実的に担保される施設

- ・法施行規則別表第3の3の3の項から6の項に掲げる施設のうち専ら粗銅、粗鉛、蒸留亜鉛、粗銀又は粗金を原料とする精製のための溶解炉
- ・法施行規則別表第3の3の8の項に掲げる施設のうち廃油（原油を原料とする精製工程から排出された廃油を除く。）の専焼炉

水俣条約を広くカバーする観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又はダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン法）の規制施設で、水俣条約の対象施設に該当するものが追加されています。

規模要件は、ばい煙発生施設の対象規模が適用されますが、水銀等を確実に扱う施設は、施設規模に関わらず規制対象です。

【表1 水銀排出施設】 法施行令第3条の5、法施行規則第5条の2・別表第3の3

施設の種類		施設の使用用途等	規制対象規模 ※いずれか1つ該当すれば対象		法施行令 別表第1 の項番号
石炭 燃焼 ボイラー	①石炭ボイラー（番号1の②に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の2項	バーナー燃焼能力 10万 ℓ/時以上 又は石炭専焼	燃料の燃焼能力	50 ℓ/時以上	1項
	②小型石炭混焼ボイラー 法施行規則別表第3の3の1項	バーナー燃焼能力 10万 ℓ/時未満 （石炭専焼を除く）			
非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号2の⑤に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の3項	金属の精錬用 （銅又は金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項
	②焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号2の⑥に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の4項	金属の精錬用 （鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	
	③溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び番号2の⑤に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の3項	金属の精錬用 （銅又は金を精錬するものに限る。）	火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上	5項
	④溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び番号2の⑥に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の4項	金属の精錬用 （鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）	火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上	
	⑤焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 法施行規則別表第3の3の3項	銅の精錬用	原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5 t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 ℓ/時以上	14項
	⑥焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 法施行規則別表第3の3の4項	鉛又は亜鉛の精錬用	原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5 t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 ℓ/時以上	

施設の種類		施設の使用用途	規制対象規模 ※いずれか1つ該当すれば対象		法施行令 別表第1 の項番号
非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、 煅焼炉、溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む。）、 転炉及び平炉 （番号3の⑤及び⑦に掲げるものを除く。） <u>法施行規則別表第3の3の5項</u>	金属の精錬用 （銅、鉛又は 亜鉛 を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項
	②焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、 煅焼炉、溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む。）、 転炉及び平炉 （番号3の④に掲げるものを除く。） <u>法施行規則別表第3の3の6項</u>	金属の精錬用 （ 金 を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	
	③ 溶解炉 （専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに番号3の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。） <u>法施行規則別表第3の3の5項</u>	金属の精錬用 （銅、鉛又は 亜鉛 を精錬するものに限る。）	火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 l/時以上 200 kVA以上	5項
	④ 溶解炉 （専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） <u>法施行規則別表第3の3の6項</u>	金属の精錬用 （ 金 を精錬するものに限る。）	火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 l/時以上 200 kVA以上	
	⑤焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、 溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む。）、 転炉、溶解炉 （専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び 乾燥炉 （番号3の⑦に掲げるものを除く。） <u>法施行規則別表第3の3の5項</u>	銅、鉛又は亜鉛 の精錬用	原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5 t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 l/時以上	14項
	⑥ 溶解炉 <u>法施行規則別表第3の3の5項</u>	鉛 の二次精錬用 （鉛合金の製造を含まない。）	バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	10 l/時以上 40 kVA以上	
	⑦焙焼炉、焼結炉、 溶鋳炉、溶解炉 及び 乾燥炉 <u>法施行規則別表第3の3の5項</u>	亜鉛 の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）	原料の処理能力	0.5 t/時以上	ダ イキ シ 法令別表 第1号 第3項

施設の種類		施設の使用用途	規制対象規模 ※いずれか1つ該当すれば対象	法施行令 別表第1 の項番号
廃棄物焼却炉	①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び番号4の②に掲げるものを除く。） <u>法施行規則別表第3の3の8項</u>		火格子面積 焼却能力	2 m ² 以上 200 kg/時以上 13 項
	②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの <u>法施行規則別表第3の3の10項</u>		全て	生活環境 保全条例 別表第2 第7項
焼成炉 <u>法施行規則別表第3の3の7項</u>		セメント製造用	火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1 m ² 以上 50 l/時以上 200 kVA以上 9 項
ガスタービン （石炭ガス化複合発電施設） <u>法施行規則別表第3の3の9項</u>		石炭をガス化して 燃焼させるもの	燃料の燃焼能力	50 l/時以上 29 項

○バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油10が液体燃料では10、ガス燃料では1.6m³、固体燃料では1.6kgに相当します。

○複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とします。

水銀に関する水俣条約とは…

水俣条約は、水銀等が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減させるため、水銀等に対して産出、使用、環境への排出、廃棄等そのライフサイクル全般にわたって包括的な規制を行う初めての条約であり、大気への排出規制もその内容に含まれています。

改正法の留意点

今般の規制は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的としています。したがって、排出基準の性格や測定値の評価等については、大気汚染防止法における従来の大気汚染物質の規制の在り方とは異なります。

2 水銀等に係る排出基準

水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として定められている排出基準は表2のとおりです。

【表2 大気汚染防止法に基づく排出基準】 法施行規則別表第3の3、法施行規則附則別表第1

施設の種類		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) ※1	
		新規	既存 (※2)
石炭燃焼 ボイラー	①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の2項	8	10
	②小型石炭混焼ボイラー 法施行規則別表第3の3の1項	10	15
非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程 (二次施設)	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の3項	15	30
	②焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の4項	30	50
	③溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の3項	15	30
	④溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の4項	30	50
	⑤焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 法施行規則別表第3の3の3項	15	30
	⑥焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 法施行規則別表第3の3の4項	30	50
非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程 (二次施設) ※3	①焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の5項	50	銅 300 鉛/亜鉛 400
	②焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の6項	30	50
	③溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の5項	50	銅 300 鉛/亜鉛 400
	④溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） 法施行規則別表第3の3の6項	30	50
	⑤焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の5項	50	銅 300 鉛/亜鉛 400
	⑥溶解炉 法施行規則別表第3の3の5項	50	400
	⑦焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 法施行規則別表第3の3の5項	50	400

施設の種類		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) ※1	
		新規	既存 (※2)
廃棄物焼却炉	①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。） 法施行規則別表第3の3の8項	30	50
	②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの 法施行規則別表第3の3の10項	50	100
焼成炉 法施行規則別表第3の3の7項	セメント製造用	50	80 (※4)
ガスタービン （石油ガス化複合発電施設） 法施行規則別表第3の3の9項	石炭をガス化させて燃焼させるもの	8	10

【※1】 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用され、既存の施設廃止及び改修後の施設設置の届出がそれぞれ必要になります。（法施行規則附則第2条第5項）

【※2】 ガスタービン（石油ガス化複合発電施設）については令和7年10月1日（令和7年環境省令第4号施行日）、それ以外の水銀排出施設は平成30年4月1日（平成27年法律第41号における水銀関連規制の施行日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）が該当します。

【※3】 5ページの表は令和7年10月1日の法施行規則等の改正後の値であり、新旧対照は下表の通りです。

施設の種類		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) (令和7年9月30日以前)		排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) (令和7年10月1日以降)	
		新規	既存	新規	既存
二次施設	銅	100	400	50	300
	鉛又は亜鉛			50	400

【※4】 法施行規則附則第2条第2項による経過措置（原料とする石灰石の水銀含有量が0.05 mg /kg以上であるもの）については140 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ です。※適用には届出が必要です。

○標準酸素濃度補正

測定結果の補正方法は、標準酸素濃度補正方式により、以下の式によって所定の酸素の濃度に換算したものを濃度とします。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

$\left(\begin{array}{ll} C : \text{補正值} & C_s : \text{実測値} \\ O_n : \text{施設ごとに定める標準酸素濃度 (\%)} \\ O_s : \text{排出ガス中の酸素濃度 (\%)。ただし 20\% を超える場合は 20 とする。} \end{array} \right)$

施設の種類	O _n (%)
石炭燃焼ボイラー等	6
廃棄物焼却炉等	12
セメント製造施設	10
ガスタービン（石油ガス化複合発電施設）	16

○新規施設と既存施設について

ガスタービン（石油ガス化複合発電施設）は令和7年10月1日に、それ以外の施設は平成30年4月1日において現に設置されているもの（設置の工事が着手されているものを含む。）を既存施設といい、新規施設に係る排出基準（法施行規則別表第3の3）ではなく、法施行規則附則別表第1に定める排出基準が適用されます。（省令附則第2条第1項）

○排出基準について

測定結果に一定の濃度変動が内在することに留意し、対象施設において一度でも超えてはならない水準として設定するのではなく、平常時における平均的な排出状況として達成しうる水準として設定されています。

また、大気中に排出された水銀等を直接吸入することによる健康被害を防止するというよりも、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から水銀等の大気排出量をできる限り抑制すべく設定されています。よって排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。

◎排出基準適合命令等：水銀排出施設が排出基準を遵守していない場合、施設の使用の一時停止を命じられることがあります。

既存施設に対する排出基準の適用猶予

排出基準に適合させるための大幅な改修を実施する場合には、排出基準の遵守にかかる猶予期間があり、遵守すべき基準は既設の基準です。ただし、水俣条約の施行日以降に、施設の基本構造の変更により、施設規模が5割以上増加する改修のうち水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限って、新規施設に係る排出基準が適用されます（法施行規則附則第2条第5項）。

3 届出等の種類

大気汚染防止法における、水銀排出施設に係る届出は表3のとおりです。

【表3 届出一覧（設置等）】

届出の種類	届出書の様式	添 付 書 類	届出時期
設置届	様式第3の6 水銀排出施設設置 (使用、変更)届出書	①水銀排出施設の構造概要図 (主要寸法を記入) ②水銀等処理施設の構造図とその主要寸法を 記入した概要図 (水銀等測定口の位置を明記し、構造仕様書、 処理系統図を添付) ③水銀の発生及び水銀等の処理に係る操業の 系統の概要 ④【参考】水銀等の発生に係る計算書(必要に 応じて) ⑤【参考】緊急連絡用の電話番号その他緊急時 における連絡先	工事着手の 60日前まで
使用届	・別紙1 水銀排出施設の構造 ・別紙2 水銀排出施設の使用の 方法 ・別紙3		法施行から 30日以内
変更届	水銀等の処理の方法		工事着手の 60日前まで
氏名等変更届 (名称) (住所) (所在地)	様式第4 氏名等変更届出書	な し	事由発生 から 30日以内
使用廃止届	様式第5 使用廃止届出書		
承継届	様式第6 承継届出書		

◇ 設置（使用）届

水銀排出施設を設置しようとする場合、**事前に**届出が受理されていなければなりません。

（最大60日の実施の制限がかかります。）

また、既設の施設が法の改正により新たに水銀排出施設となった場合、**規制対象となった日から30日以内に**届け出なければなりません。

◇ 変更届

設置又は使用の届出をした者が、水銀排出施設の構造又は使用の方法若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法を変更しようとする場合、工事着手予定日の**事前に**届出が受理されていなければなりません。**（最大60日の実施の制限がかかります。）**

◇ 氏名等（名称、住所、所在地）変更届

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後**30日以内に**届け出なければなりません。

◇ 使用廃止届出

施設の使用を廃止した場合、**廃止後30日以内に**届け出なければなりません。

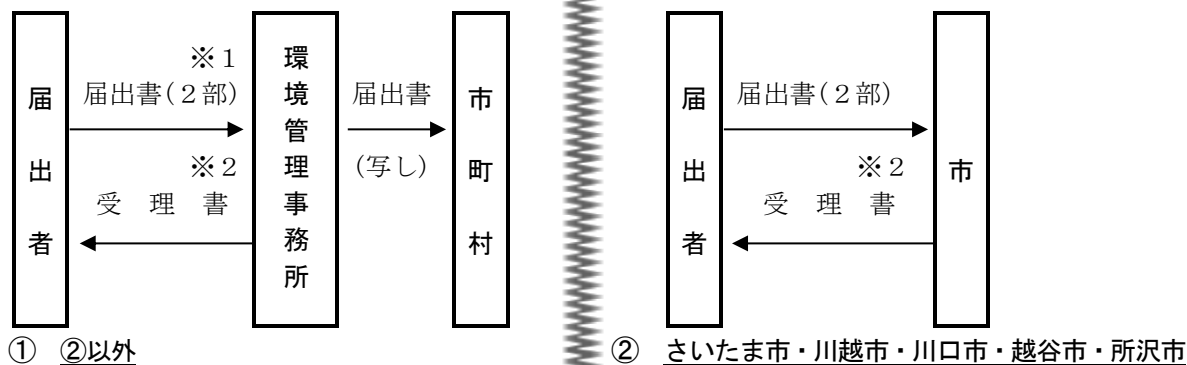
◇ 承継届

設置又は使用届出をした者の地位を承継（施設を譲受、借受、相続、合併又は分割）した場合、**承継後30日以内に**届け出なければなりません。

◎計画変更命令：水銀排出施設の設置届出があった場合において、その届出を受理した日から60日以内に限り、届出者は、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更を命じられることがあります。

4 届出等の処理の流れ

◎ 提出書類の届出先等



※1 届出書は2部とも返却しませんので、届出者の控えが必要な場合は余部を添えて提出してください。

※2 設置又は変更の届出を受理したときは、受理書を交付します。

(注) 排出基準の適用が猶予される場合であっても、水銀排出施設の設置等の届出の義務があります。

5 水銀濃度の測定

水銀排出施設の設置者は、当該施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し3年間保存しなければなりません（法第18条の35）。全水銀の濃度により排出基準への適合を判断しますが、一定の条件を満たす場合には、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなすことができます。また、測定結果は、平常時における平均的な排出状況を捉えたものか適切に確認する必要があります。

【表4 定期測定の頻度】（法第18条の35、法施行規則第16条の18）

水銀排出施設の種類	頻 度
① 排出ガス量が1時間当たり4万m ³ N以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
② 排出ガス量が1時間当たり4万m ³ N未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③ 専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④ 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

○測定方法について

定期測定及び再測定における測定方法はバッチ式です。ただし、令和7年10月1日から下記施設はバッチ式に代えて連続測定により行うことが可能となります。

○法施行規則別表第3の3の第3項から第6項の非鉄金属製造用の一次及び二次精錬施設

○法施行規則別表第3の3の第8項の廃棄物焼却炉のうち、一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定）のみを処理する施設又はごみ処理施設（廃棄物処理法第8条第1項に規定）

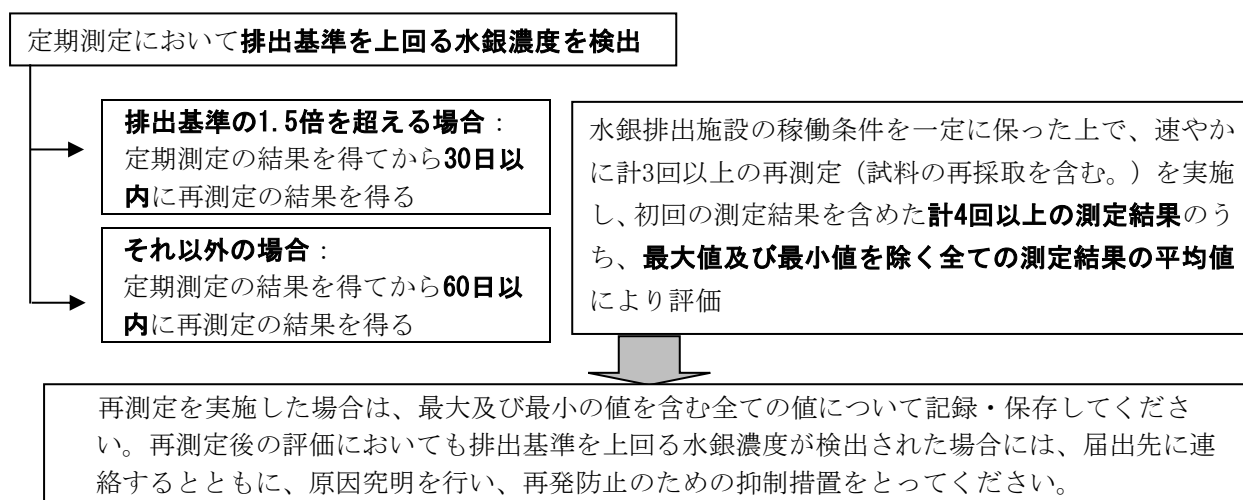
○排出基準を上回る濃度が検出された場合

水銀排出施設の稼働条件を一定に保ったうえで、速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価します。

※初回の測定結果が排出基準の値の1.5倍を超過していた場合は、初回測定結果が得られた後から30日以内に、それ以外の場合は60日以内に実施し結果を得なくてはなりません。

(注) 排出基準が猶予されている期間内は、定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が排出されたとしても、再測定を行う必要はありません。

○再測定の流れ図



○粒子状物質の取扱いについて

連続する3年の間継続して、以下のいずれかの条件を満たすことが確認できた場合は、粒子状水銀の測定を省略し、ガス状水銀の濃度を全水銀濃度とみなすことができます。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要です。

- ① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること（定量下限は、告示に示す方法により求める。）
 - ② 測定結果の**年平均**[※]が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの
 - ③ 測定結果の**年平均**[※]が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満であるもの
- ※ **年平均**：連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値

6 罰則

大気汚染防止法の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則は次のとおりです。

【表5 罰則一覧】

違反内容	罰則
改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法33条）
排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法33条の2）
施設の設置等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法34条）
実施の制限に違反した場合	30万円以下の罰金（法35条）
ばい煙量の測定の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	30万円以下の罰金（法35条）
必要な報告をしなかった場合、立入検査を拒んだ場合	30万円以下の罰金（法35条）
氏名等変更、使用廃止又は承継の届出をせず又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料（法37条）

7 要排出抑制施設の設置者の自主的取り組み

規制対象施設以外であっても、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして位置づけられた「要排出抑制施設」を設置している者には、規制対象施設に準じた排出抑制取組（自主的取組）が求められています。

具体的には、要排出抑制施設自主管理基準の設定や、施設の新増設時における水銀等を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況についての評価・公表等を行わなければなりません。（法第18条の37、法第18条の38）

【表6 要排出抑制施設】（法施行令第10条の3、法施行規則別表第4の2）

項番号	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

なお、製鋼の用に供する電気炉の中でも、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）又は廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設に該当する場合は、水銀排出施設（省令別表第3の3の8の項）となります。

8 問い合わせ先

(1) 県環境部大気環境課(048-830-3058)又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

(2) 市

市及び担当課所	所在地	電話番号
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048-829-1330
川越市 環境対策課	川越市元町 1-3-1	049-224-5894
川口市 環境保全課	川口市朝日 4-21-33 朝日環境センター内	048-228-5389
所沢市 環境対策課	所沢市並木 1-1-1	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048-963-9186

9 参考

- ・環境省 HP（水俣条約について）
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>
- ・環境省 HP（水銀排出対策）
http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html
- ・埼玉県 HP（工場・事業場の規制（大気関係））
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/koujoukisei/koujou-kisei-taiki.html>